

平成 27 年度  
第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会

---

【日時】 平成 28 年 3 月 24 日（木）19 時 00 分～20 時 00 分

【場所】 北広島市役所本庁舎 2 階会議室

【出席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

渡邊会長、福与副会長、只石委員、堀委員、斉藤委員、田井委員、中川委員、  
矢崎委員、杉村委員

◇事務局

木下子育て支援室長、富田児童家庭課主査、金田児童家庭課主事

【欠席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

新見委員

【傍聴者】 1 名

○会長 皆様恐れ入りますがよろしく申し上げます。平成 27 年度第 1 回北広島市  
子どもの権利推進委員会を開催いたします。

○会長 それでは、「北広島市の子どもの権利に関する推進計画の進行管理」につ  
いて事務局からお願いいたします。

○事務局 （資料に沿って説明）

○会長 事務局から 12 月までの進捗状況について説明がありましたが、ご質問等  
ございますか。

○A 委員 質問ではありませんが、追加があります。資料 7 ページ 3 段目の「人権  
擁護の推進」の人権教室の開催ですが、私達、人権擁護委員が市民課と共  
同してやっております。年度当初の 4 月に市民課に計画を報告します。

その後、逐一、中学校や高校でも開催していますが、その分が、法務局  
に報告しているため、こちらの資料に掲載しておりません。読み上げます  
と、中学校では、西部中・緑陽中・広葉中、道立の向陽学院陽香分校、今

**平成 27 年度**  
**第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会**

---

年は初めて札幌の日大中学校、日大高校で、人権教室を開催しました。報告です。以上です。

○会長                   ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○B委員                 資料 6 ページ 1 段目の「権利の相談・救済と侵害された権利の回復の支援」の件で、巡回子どもの権利相談が 18 回とありますが、児童センターなどに、月に 1 回くらい行っているということでしょうか。

○事務局                2 週に 1 回ずつ土曜または日曜に、地域子育て支援センターと 3 つの児童センターを回らせていただいております。そちらの施設で、ほぼ 1 日相談をするとともに、子ども達に紙芝居等で子どもの権利の啓発をしています。

○会長                   ありがとうございます。お願いします。

○B委員                 巡回子どもの権利相談の際に、子ども達から何か相談がありますか。

○事務局                今年度の相談の件数の主なところは、巡回子どもの権利相談でございます。やはり子どもが実際に来られる土曜日曜に開催するというので、お子さんも気軽にお越しいただけることができ、気軽な相談につながっていると考えております。

○会長                   ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○C委員                 資料 8～9 ページ『基本政策の「(9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること」』の件で、学校現場でも話題になっていますが、合理的な配慮ということで法律が制定されるとお聞きしています。

これらの政策を実行するにあたって、「合理的な配慮」を今後どのように展開していくのか、具体的にどのような形で行われるのかということ伺いたいと存じます。

○事務局                今お話にありましたとおり、障害者差別解消法というのが、今年の 4 月 1 日に施行されます。

## 平成 27 年度 第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会

事業主としての北広島市の計画につきましては、つい先ほど策定されたものが公表されまして、窓口で、障がい者と接する場合に対して、こういうことに気をつけてくださいとか、こういう扱いをしてはいけませんとかが表示されているものが出来ております。メインは福祉課障がい福祉担当になります。先日開催された障がい者自立支援協議会でもその旨の説明があったのですが、どういことが合理的配慮で、どういことが不平等な差別なのかという部分について、委員の方々に説明をしたという状況でございます。

今後につきましては、平成 28 年 4 月 1 日施行でございますので、そこに向けて、福祉課でも動いております。実際に、そこをどのように進めていったらいいのか作業している最中でございます。

○会長                    ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○D委員                資料 1 ページ 4 段目の「良好な保育環境の確保」の件で、市立保育園に入所児童数 302 名とありますが、北広島市の待機児童数というのは、どのようになっていますか。

○事務局                保育所の待機児童の関係でございますが、例年、同じ傾向になっております。待機児童は国の基準で統計をとっておりますけれども、秋頃までは、待機児童 0 となっています。

秋以降に関しましては、待機児童が何名かでてくる形となっています。現状でいいますと、6 人ほどです。低年齢児を中心に、6 名ほど現在いるような状況でございます。新年度の申し込みも、現在受け入れをして、何名か追加できておりますけれども、今のところ、平成 28 年度当初は待機児童 0 ということでスタートが出来そうな状況でございます。以上でございます。

○D委員                資料 2 ページ 1 段目の「良好な保育環境の確保」の件で、子ども・子育て支援交付金による補助などを行っているということで、民間保育園などを支援されていると思うのですが、待機児童は 0 ということですが、やはり 0 歳児の枠は少ないと思います。

子ども・子育て支援交付金が導入したことによって、0 歳児の枠が増えたのかどうか、分かれば教えてください。

**平成 27 年度**  
**第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会**

---

○事務局            分かる範囲でお答えします。補助のほかに、支弁という保育園の運営費に対する負担金があります。その部分につきましては、今回、国の基準が変わりまして、数パーセント増えている状態になります。

補助金につきましても、補助単価が設定されていますが、ある程度見直しを行っていく中で、金額的には保育園に対する市からの支出は増えているという状況でございます。

実際のところ、今年度は保育施設が 2 施設増えていますし、来年度から認定こども園が 1 園完成ということになりますので、客体についても増えているという状況でございます。

○D委員            資料 2 ページ 3 段目の「子育て支援の充実」の「保育園一時預かり事業」の件で、休日保育は、保育士の確保が困難であるから、実施を見送ったとありますが、確か日曜日に、すみれ保育園が実施していたと思います。すみれ保育園以外での話でしょうか。

もし見送ったのであれば、今後、どのような方針で行っていく予定なのか教えていただきたいです。

○事務局            休日保育の関係でございますが、すみれ保育園で実施をしており、実施を見送っているのは「利用要件の緩和」についてであります。今現在、実績といたしましては数名、少ないときで 2・3 名、多いときでも 5・6 名というような利用実績でございます。就労に限ってお預かりをしているような状態でございますが、近隣の情報をお聞きしても、休日保育の利用人数が多くなり園を拡大するなどの状況には無いところであります。

市としても、すみれ保育園で休日保育を始めまして、今後需要が増えていく場合、検討をしなければならないと思います。現段階では、利用実績が少人数であることから、大曲地区とかからは遠いというのは現実ありますが、いつから利用要件について拡大するとかなどの方針は持っていない状態でございます。

○D委員            西の里地区とか大曲地区がありますので、今後利用者の希望があるようでしたら、手厚く施設を作っていただけたら、子どもたちに影響があると思いますので、今後は、そういうことも考えて行っていただきたいと思えます。

## 平成 27 年度 第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会

あと、資料 6 ページ目 1 段目の「権利の相談・救済と侵害された権利の回復の支援」の相談件数の件でお聞きしたいと思います。救済委員会 9 回、相談件数 68 回とありますが、相談件数の内容について教えてください。

○事務局            手元に細かい数字の資料を持ち合わせていませんが、基本的に養育・子育てに関する相談が多い傾向にございます。特に親御さんからは、養育・子育てに関する相談をいただくことが多いという状況にあります。お子様ご本人からは、友達関係などの相談が多くなっております。

○D委員            もう 1 点質問させていただきます。私は相談件数が 68 件というのは少ないと思います。北広島市の子どもの権利条例の認知度が低いのではないかと思うのですけれど、最近のデータとかが分かりましたら、教えてください。

○事務局            相談件数につきましては、毎年、少しずつ増えており、今年度は特に相談件数が伸びた状況になっています。札幌市の例を出すと、190 万都市で、相談件数 1000 件ほどと聞いております。

北広島市の場合、この人口規模で他にも相談機関がいっぱいありますので、主訴がある程度限定されているものにつきましては、そちらの相談機関に相談することが、中心になっています。

また、24 時間相談を受付している窓口も、北広島市内にございますので、夜間などのそういった場合は、そちらの相談機関に相談することが多いと聞いております。主訴がはっきりしていない時や、こちらから色々確認して初めて主訴がわかるようなものが、子どもの権利相談に多いと考えています。

○D委員            札幌市と比べたら、人口規模が違うというのは分かりますが、私の周りなどで、子どもの権利条例が浸透してないと思っています。

子どもの権利救済委員の方や相談員の方も含めて、もっと周知できるような活動をしていただきたいと思っています。子どもの権利条例というイメージが湧くようなイベントをするなどの具体的な動きをしていただけたらと思います。北海道新聞などでも、子どもの権利条例のある市として北広島市が掲載されていますので、北広島市で相談ができるというところを、もっと周知していただいて、「北広島市に生まれて育って良かった」と子どもたちが思えるような関わり方をさせていただきたいと思っています。

平成 27 年度  
第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会

---

親御さんやお子さんはもちろんですが、子どもに関わってくる大人すべてが、条例の中で相談していけるようなという認識のところでは、まだまだ浸透不足なのかなと思います。

例えば、子どもに日頃関わっている学校の先生方は、仕事量も多いですし、色々な悩みを抱えていると思います。そのような先生方たちにも相談できるといった取り組みをしていただきたいと思うのですが、他の委員さんはどうお考えでしょうか。

○会長                   D委員の件についてどうお考えですか。B委員お願いします。

○B委員                以前いただいた資料の子どもに関する実態・意識調査の結果でも、「あなたは、子どもの権利条例について、見たり聞いたりしたことがありますか」という設問 15 で、「見たり聞いたりしたことがある」と答えたのが、小学生が 17・6%、中学生が 22・8%、「見たり聞いたりしたことはない」と答えたのが 7・8 割、これが平成 26 年度のアンケートだったと思うのですが、それから 1 年半経った現在、子どもの権利条例の認知度が上がっているのかどうか気になります。

そして、アンケートの「見たり聞いたりしたことがある」という子どもたちの中で「何で見たり聞いたりしましたか」という設問 15-1 で、「学校の授業」というのが一番高く約 9%でした。

ですから、学校の方で、人権擁護委員の人権教室であったり、キャップ制という方法もありますので、そういうものを取り入れるなどをして、学校で集中的に周知していった方がいいのかなと思います。

○事務局                学校についての周知の件で、私どもの押さえている範囲になりますが、各小中学校に福祉読本というものを市独自で作っております。4 年に 1 回の更新になるのですが、今回、子どもの権利条例関係の資料をかなり大目に紙幅を割いていただきました。そのような形で学校の授業で活用していただいている福祉読本を作りましたので、今年度につきましては、学習指導案という形で児童家庭課から教育委員会に送らせていただきました。来年度は事例集として事業等で活用できるように、学校に勧めていきたいという状況でございます。

○会長                   ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

平成 27 年度  
第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会

---

○C委員            学校内での子どもの権利条例についてですが、具体的に子どもの権利条例という名前で子ども達に教える時には、人権教室といったような形になるのかなと思っています。ただ、いじめの問題や平和教育や人間の尊厳を維持するということとか、君たちに与えられている権利はこういうことだよというのは、日常的な指導はなされているのではないかと思います。

                      そのため、子どもの権利条例という文言自体を教えるということでは、少し薄いのかなと思いますので、学校でも、君たちの権利というのはこういうところで守られているのだということをお伝えしていければと、考えております。以上です。

○会長             ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○E委員            各学校で人権教室をたくさん開催していただけていますが、その中で、マスコットを持ってきていただいて、子どもたちに説明していただいています。北広島市ではこのような権利条例があるというようなキャラクター等も含めて申し合わせてやっていただけると、子どもの権利条例がもう少し広がっていくかなと思うのですがいかがでしょうか。

○会長             A委員、お願いします。

○A委員            小学校全校で人権教室を受け入れていただいて、毎月の定例会で検討していますが、私たちもどういうテーマで、子どもたちに子どもの人権に関して人権意識を高めていくか、人権に対しての気づきなどを話し合う機会も多いです。

                      人権という言葉が難しいので、それぞれ学年に応じて内容を噛み砕き、低学年であれば仲良くしようねとか、喧嘩はしてはいけないよとか、そういうテーマでやっていますが、子どもの権利と人権教育のその辺の兼ね合いが、少しこれからの課題です。一緒にできれば良いなと思いますが、少し持ち帰りで検討をさせてください。

                      事務局に1点質問させていただきますが、子どもの権利条例の冊子がありますが、小学生、中学生の全校生徒への配布は毎年行っているのでしょうか。

**平成 27 年度**  
**第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会**

---

○事務局           子どもの権利の相談カードにつきましては、小学生から高校生まで毎年配布をいたしております。今回、周知を少し強めようということで、小学校 4 年生以上のリーフレットを全校配布をお願いしたところです。

低学年につきましては、今年度作っておりますので、来年度配布という形で計画をしているところです。

○A 委員           それは、毎年でしょうか。

○事務局           来年度の予定ということでございますが、今年度、高学年のパンフレットを一気に配ったものですから、増刷を考えております。一度配ったから良いというわけではないのですけれども、引き続き配れる体制をとりながら、少しずつ周知を図っていくという形で考えております。

○会長            ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○C 委員           資料 3 ページ「基本施策(4)健康に配慮され、適切な医療が受けられること」の件で、2 点質問させてください。1 点目はエキノコックスですが、キタキツネを夜中、よくこの辺りで見ますけど、検診件数が 106 件ということですが、実際に発症されている方はいるのかどうか。

2 点目はアレルギー対策ということで、給食センター中心に手厚い対策をとっていただいていますけど、発症した場合、北広島市での医療機関で治療できず、札幌まで行かないと無いという現状らしいです。今後アレルギーの緊急事態に対応できる医療機関や医療制度というのは考えられているのかどうかをお聞きしたいと思います。以上です。

○事務局           まず 1 点目のエキノコックスの発症の関係でございますが、直接の担当ではない関係で、正確な情報ではないと思いますが、発症したという例は、お子さんでも、成人の方でも聞いたことはございませんので、おそらく無いと思っております。

それから、2 点目のアレルギー対応の医療機関の関係でございますが、こちらも直接の担当ではない関係で、正確な情報ではないと思いますが、札幌市まで行かないと無いという現状とのことですが、きっと小児科も無いということになると思います。市内に 2 つの小児科がございますが、先生も高齢化しているということで、臨時休診に入ったりなどの状況にあるような話は聞いております。



## 平成 27 年度 第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会

確かにお子さんにとって、東部地区と大曲地区に 1 院ずつありますけども、何か病気の時に、安心できるように、アレルギーだけではなく、そういう関係は整えていかなければならないと思っておりますが、今、市で考えておりますのは、産科医院が市内で無いということで、これをなんとか誘致をしようということで、総合戦略で北広島市に人を呼び込んで定住をしていただこうと色々な政策を打とうとしております。

その産科医院の誘致は、今年の 4 月からということでは無いのですが、その総合戦略を練ってやっていこうと考えていますけれども、小児科は 2 院ありますので、そこで、現状をなんとか維持をしていただくということになってしまうのかと思います。

それ以外に、少子化と言われておりますので、小児科医院もなかなか増えていくという形にはなりにくいのかなと、流れとしてはあるのかと思います。ただやはり、先ほども申し上げたように、安心して生活をするために、小児科がなくなってしまうこと自体は、なんとかして避けていかなければならないだろうと思っております。

それよりさらに、アレルギー対応ができる小児科という部分では、結構ハードルが高いのかなという印象は少し持っています。お答えになっていないかも知れませんが、一応そういうところでございます。

○会長                    ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○E 委員                資料 7 ページ 1 行目の「子どもに対する交通安全対策」の件で要望です。交通安全学童指導員等を配置していただいて、子どもの登下校を見守っていただいております。その点は本当に感謝しているのですが、休みや不在のときが、かなりあります。そのときは学校でも、この日はいないということで、周知を図ろうとしているのですが、やはり勤務形態や人数を増やすなどをして、交通指導員がつかない日をできるだけ減らしていただきたいと思っております。以上です。

○事務局                こちらの方から担当課に伝えておきます。

○会長                    ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○A 委員                資料 15 ページ 1 段目の「子どもの参加の促進」の件で、「子どもの権利擁護事業」 “市で行う各種事業や一般向けに子どもの参加についてのガイ

**平成 27 年度**  
**第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会**

---

ドの作成”ですが、平成 28 年 3 月に子どもの参加ガイドが出来上がるということで、子どもの意見を取り入れたり、参加をする機会を設けることが出来て、非常に良いことだなと思いました。子どもの参加ガイドの配布先、関係機関というのはどこになるのかを教えてください。

○事務局           現在想定しておりますのは町内会自治会をメインといたしまして、子どもに関する政策を実施しております関連機関には配布を予定しております。現状で、新聞等にもありましたけども、町内会のお祭りに、子どもが自ら企画を持ち込んで、実施した事例もございますので、町内会には当然積極的にご協力をいただいたと思っておりますけれども、そういうところで非常にとっつきにくいところだと思いますので、そういうときに参考にさせていただいて、なるべく活用していただくという形で、こちらは考えております。

○A 委員           子どもの参加ガイドは、出張所とか公的機関のような一般の人が見れるようなところに置かないのでしょうか。

○事務局           窓口に配布できる部数は十分にそろえておりますので、各施設に配布できるように考えていきたいと思っております。

○会長           ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

（委員、質問等なし）

私から質問させていただきます。資料 5 ページ 1 行目の「乳幼児と心身の健康増進と異常の早期発見」の件ですが、全戸訪問で継続的に訪問指導を行っている乳児のケースはどれくらいあるんですか。

○事務局           乳児全戸訪問に関して、特に継続的な支援が必要な場合、養育支援訪問という形になるのですが、年間実件数で数件という話は聞いております。

○会長           ありがとうございます。もう 1 点質問させていただきます。資料 5 ページ 5 段目の「適正な子どもの養育の確保と要支援児童に対する支援」の件ですが、家庭児童相談員相談延べ件数が 2300 件以上あるんですけれども、

**平成 27 年度**  
**第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会**

---

この中で、虐待やDVなどにつながっているようなケースは何件くらいあるのか。

それから、社会的施設を使っているようなケースがあれば、何件くらいなのかというのを教えてください。

○事務局           DV に関しましては、母子・父子自立支援員相談という専門の窓口がございますので、そちらで相談を受けるのですけれども、DV を目撃しただけで、心理的虐待になりますので、警察から通告がきて、私どもが現地確認に伺うということは毎回ございます。件数としても結構増えてきているのが現状でございます。実際、どのくらいの割合というのは、最終的には、福祉行政報告例というのがあるのですけれども、ケース別に分類をして、うち何件ですという形になりますが、今年度は児童虐待に関する相談件数も特に多いと私どもは捉えております。社会的養護施設の利用ですけれども、12 月末現在では、実際に虐待等の相談でいただいた件数のうち、施設入所、里親委託に至った件数は 1 件です。今現在でいくと、その後には 4 件ほど、増えまして 5 件となっております。以上です。

○会長           ありがとうございます。他にご質問等ありますか。  
なければ、事務局の方から何かございますか。

○事務局           皆様方におかれましては、任期が今年の 7 月となっております。今年度の子どもの権利推進委員会は本日で終わりになりますが、来年度の予定は 11 月頃を予定しておりますので、在任期間中の推進委員会は、これが最後と捉えております。来年の 11 月というのは、子どもの権利に関する推進計画の進行管理が、12 月現在ということになりますので、今年度の最終的な結果の数値と、来年度の途中経過という形でご報告を差し上げるという予定になっております。以上です。

○会長           ありがとうございます。他、よろしいですか。

○F 委員           質問ではありませんが、資料 14 ページ 3 段目の「子どもの参加の促進」の件ですが、「児童センターの運営」で、昨年団地児童センターの児童センター祭りに、お手伝いを兼ねて参加させていただきました。子どもが自主的に運営をして、200 名以上の子どもが集まりまして、お手伝いをすること

平成 27 年度  
第 1 回 北広島子どもの権利推進委員会

---

が足りないくらいだったのですが、大変機能していると感じました。ご報告です。

○会長           他にございませんか。それでは事務局からお話がありましたけれども、今年度についてはこれで終わりとなります。また、11月に今年度の報告を含めた最後の委員会もあるということなので、よろしく願いいたします。では、これで、第1回子どもの権利推進委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。